

## 第 1 種 法 令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：15:30～16:45（1 時間 15 分）

2 問題数：30 題（15 ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（HB 又は B）、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。  
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰っていただいて結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験を中止させ、退場を命じます。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、所定の欄以外の余白には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（HB 又は B）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1 つの問いに対して、1 つだけ選択（マーク）してください。2 つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の「 」内の文章は、放射線障害防止法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は（ ）つきの算用数字で表す。また、条文は問に応じて一部を省略して示す。

次の各問について、1から5までの5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

**問1** 定義に関する次の文章の  ～  に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第2条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第3条第5号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん32、コバルト60等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（ されているこれらのものを含む。）で  で定めるものをいう。

3 この法律において「」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。

4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で  で定めるものをいう。」

	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>
1	機器に装備	政令	放射性同位元素装備機器
2	密封	政令	表示付認証機器
3	密封	政令	放射性同位元素装備機器
4	機器に装備	原子力規制委員会規則	放射性同位元素装備機器
5	密封	原子力規制委員会規則	表示付認証機器

問2 用語の定義に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

A 排気設備とは、「排気浄化装置、排風機、排気管、排気口等気体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排気する設備」をいう。

B 排水設備とは、「排液処理装置（濃縮機、分離機、イオン交換装置等の機械又は装置をいう。）、排水浄化槽（貯留槽、希釈槽、沈殿槽、ろ過槽等の構築物をいう。）、排水管、排水口等液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する設備」をいう。

C 固型化処理設備とは、「粉碎装置、圧縮装置、混合装置、詰込装置等放射性同位元素等をコンクリートその他の固型化材料により固型化する設備」をいう。

D 廃棄作業室とは、「放射性同位元素等を焼却した後その残渣を焼却炉から搬出し、又は放射性同位元素若しくは放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物で密封されていないものの詰替えをする作業を行う室」をいう。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問3 許可又は届出の手續きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

A 1個当たりの数量が下限数量の1,000倍を超える特定放射性同位元素であって機器に装備されていないもののみを使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

B 表示付特定認証機器のみを認証条件に従って使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付特定認証機器ごとに、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

C 1個当たりの数量が10テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを業として賃貸しようとする者は、賃貸事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

D 放射性同位元素又は放射性汚染物を業として廃棄しようとする者は、廃棄事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

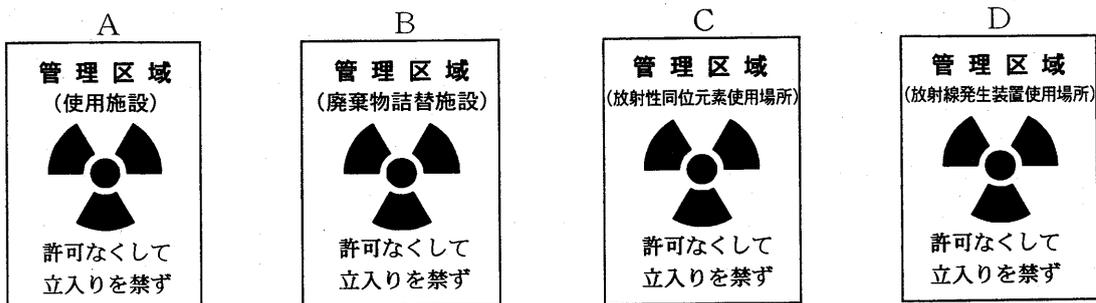
問4 表示付認証機器の使用をする者の届出に関する次の文章の **A** ~ **D** に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第3条の3 第3条第1項ただし書及び前条第1項ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者（以下「表示付認証機器 **A**」という。）は、政令で定めるところにより、当該表示付認証機器の **B** に、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 表示付認証機器の第12条の6に規定する認証番号及び台数
  - (3) 使用の **C**
- 2 前項の届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、 **D**、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。」

	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>	<b>D</b>
1	使用者	使用を開始する前	場所	変更の日から30日以内に
2	届出使用者	使用の開始の日から30日以内	場所	遅滞なく
3	届出使用者	使用の開始の日から30日以内	目的及び方法	変更の日から30日以内に
4	届出使用者	使用を開始する前	目的及び方法	遅滞なく
5	使用者	使用の開始の日から30日以内	目的及び方法	変更の日から30日以内に

問5 次の標識のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は工業標準化法の日本工業規格によるものとし、その大きさは放射線障害防止法上で定めるものとする。



- 1 ABCのみ   2 ABDのみ   3 ACDのみ   4 BCDのみ   5 ABCDすべて

**問 6** 放射化物保管設備の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射化物保管設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- B 放射化物保管設備は、外部と区画された構造とすること。
- C 放射化物保管設備に備える容器は、破損しにくい構造とし、かつ、不燃材料で造ること。
- D 放射化物保管設備は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。

- 1 ACDのみ    2 ABのみ    3 ACのみ    4 BDのみ    5 BCDのみ

**問 7** 密封されていない放射性同位元素であるフッ素 18 のみを研究に使用するために事業所内でサイクロトロンにより製造している許可使用者が、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合させなければならない放射線施設の位置、構造及び設備として放射線障害防止法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 汚染検査室
- B 廃棄作業室
- C 保管廃棄設備
- D 放射線発生装置の使用をする室

- 1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問 8** 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量は、実効線量で 1 週間につき 1 ミリシーベルト以下としなければならない。
- B 病院又は診療所（介護保険法第 8 条第 27 項の介護老人保健施設を除く。）の病室における線量は、実効線量で 3 月間につき 1.3 ミリシーベルト以下としなければならない。
- C 工場又は事業所内の人が居住する区域における線量は、実効線量で 1 月間につき 250 マイクロシーベルト以下としなければならない。
- D 工場又は事業所の境界における線量は、実効線量で 3 月間につき 500 マイクロシーベルト以下としなければならない。

- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

問9 許可の条件に関する次の文章の A ～ C に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第8条 第3条第1項本文又は第4条の2第1項の許可には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、A するため B に限り、かつ、許可を受ける者に C こととならないものでなければならない。」

	A	B	C
1	公共の安全を確保	必要な最小限度のもの	不利な規制をする
2	公共の安全を確保	必要な最小限度のもの	不当な義務を課する
3	放射線障害を防止	放射線防護に必要なもの	不利な規制をする
4	公共の安全を確保	放射線防護に必要なもの	不当な義務を課する
5	放射線障害を防止	必要な最小限度のもの	不当な義務を課する

問10 許可使用者の変更の手続きと許可証に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

A 氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、許可使用に係る氏名等の変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

B 許可使用に係る変更の許可の申請により、使用の目的及び方法の変更をしようとするときは、その変更の許可の申請の際に、許可証を原子力規制委員会に提出しなければならない。

C 法人の代表者の氏名を変更したときは、許可使用に係る氏名等の変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

D 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出により、密封された放射性同位元素を、機械、装置等の非破壊検査のため一時的に事業所外で使用するため、使用の場所を変更しようとするときは、その変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問 11 使用の場所の変更の都度許可を要しない数量等に関する次の文章の  ～  に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 3 条 令第 9 条第 1 項の原子力規制委員会が定める数量は、放射性同位元素等の  における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成 2 年科学技術庁告示第 7 号）別表第 1 から別表第 4 まで及び別表第 6 の第 1 欄に掲げる放射性同位元素の  に応じ、それぞれこれらの表の第 2 欄に掲げる数量とする。ただし、これらの数量が  ベクレルを超える場合又はこれらの数量に制限のないものにあつては、 ベクレルとする。」

	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>
1	工場又は事業所の外	種類又は化学形等	3 テラ
2	工場又は事業所の外	種類又は区分	370 ギガ
3	工場又は事業所	種類又は化学形等	370 ギガ
4	工場又は事業所の外	種類又は区分	3 テラ
5	工場又は事業所	種類又は区分	370 ギガ

問 12 許可廃棄業者が、許可証を紛失したため許可証再交付申請書を原子力規制委員会に提出して許可証の再交付を受けた。その後、紛失した許可証を発見したときの措置として、放射線障害防止法上正しいものは、次のうちどれか。

- 1 発見した許可証を速やかに、破棄した。
- 2 発見した許可証を速やかに、原子力規制委員会に返納した。
- 3 再交付を受けた許可証を速やかに、破棄した。
- 4 再交付を受けた許可証を速やかに、原子力規制委員会に返納した。
- 5 特別な措置は講じなかった。

問 13 施設検査等を要しない放射性同位元素等に関する次の文章の  ～  に該当する数量について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 13 条 法第 12 条の 8 第 1 項に規定する政令で定める放射性同位元素は、放射性同位元素を密封した物 1 個当たりの数量が  ベクレル未満のものとする。ただし、放射性同位元素装備機器に装備されているものにあつては 1 台に装備されている放射性同位元素の総量が  ベクレル未満のものとする。

2 法第 12 条の 8 第 1 項に規定する政令で定める貯蔵能力は、密封されていない放射性同位元素にあつてはその種類ごとに下限数量に  を乗じて得た数量とし、密封された放射性同位元素にあつては  ベクレルとする。」

	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>	<input type="text" value="D"/>
1	400 ギガ	400 ギガ	10 万	400 ギガ
2	3 テラ	400 ギガ	1,000	3 テラ
3	3 テラ	3 テラ	1,000	3 テラ
4	10 テラ	10 テラ	10 万	10 テラ
5	10 テラ	400 ギガ	1,000	10 テラ

問 14 次の記述のうち、設置時施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から次の定期確認を受けなければならない期間について、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

A 放射線発生装置のみを使用する特定許可使用者は、3 年以内に定期確認を受けなければならない。

B 密封されていない放射性同位元素のみを使用する特定許可使用者は、3 年以内に定期確認を受けなければならない。

C 密封された放射性同位元素のみを使用する特定許可使用者は、5 年以内に定期確認を受けなければならない。

D 許可廃棄業者は、5 年以内に定期確認を受けなければならない。

- 1 AとB      2 AとC      3 BとC      4 BとD      5 CとD

問 15 密封されていない放射性同位元素の使用の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射化物は、その数量が下限数量を下回ることが確実な期間を超えて使用施設内において保管した後でなければ、みだりに使用施設から持ち出さないこと。
- B 放射性汚染物で、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
- C 陽電子断層撮影用放射性同位元素を人以外の生物に投与した場合においては、当該生物及びその排泄物については、投与された陽電子断層撮影用放射性同位元素の下限数量を下回ることが確実な期間を超えて管理区域内において保管した後でなければ、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
- D 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。

- 1 ACDのみ    2 ABのみ    3 BCのみ    4 Dのみ    5 ABCDすべて

問 16 表面密度限度に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

放射性同位元素	表面密度限度[Bq/cm <sup>2</sup> ]
A トリチウム	400
B ユウロピウム 152	40
C ポロニウム 210	4
D アメリシウム 241	40

- 1 AとB    2 AとC    3 BとC    4 BとD    5 CとD

**問 17** 事業所等における運搬の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、事業所内の使用施設aの管理区域から離れた使用施設bの管理区域へ放射性同位元素を封入した容器（運搬物）を運搬する場合とする。

- A 運搬物の表面における1センチメートル線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超えないようにすること。
- B 運搬物の表面から1メートル離れた位置における1センチメートル線量当量率が100マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。
- C 運搬物を積載した車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）における1センチメートル線量当量率が5ミリシーベルト毎時を超えないようにすること。
- D 運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えないようにすること。

- 1 AとB      2 AとC      3 BとC      4 BとD      5 CとD

**問 18** 実効線量及び等価線量の算定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 4月1日を始期とする1年間についての実効線量は、外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。
- B 妊娠中である女子の腹部表面の等価線量は、70マイクロメートル線量当量とする。
- C 眼の水晶体の等価線量は、1センチメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とする。
- D 2種類以上の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取したときは、それぞれの種類につき算出した実効線量の和を内部被ばくによる実効線量とする。

- 1 ACDのみ    2 ABのみ    3 BCのみ    4 Dのみ    5 ABCDすべて

**問 19** 放射線障害予防規程に記載すべき事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 放射線管理の状況の報告に関すること。
- B 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
- C 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。
- D 放射線測定器の校正に関すること。

- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

**問 20** 教育訓練に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

- A 見学のため管理区域に一時的に立ち入る者に対する教育及び訓練の時間数は定められている。
- B 放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は定められている。
- C 放射線業務従事者が管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに行わなければならない教育及び訓練の時間数は定められている。
- D 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らないものが取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は定められている。

1 ACDのみ    2 ABのみ    3 ACのみ    4 BDのみ    5 BCDのみ

**問 21** 使用の廃止等の届出に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線発生装置のみを使用する特定許可使用者が、その許可に係る放射線発生装置のすべての使用を廃止するときは、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- B 届出使用者が、その届出に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 届出販売業者が、その業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 表示付認証機器届出使用者が、その届出に係るすべての表示付認証機器の使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会が指定する機関に届け出なければならない。

1 AとB    2 AとC    3 BとC    4 BとD    5 CとD

問 22 所持の制限に関する次の記述のうち、放射性同位元素を所持することができる場合として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された遮蔽能力の範囲内で所持する場合
- B 届出使用者の従業者がその職務上放射性同位元素を所持する場合
- C 表示付認証機器について認証条件に従った使用、保管又は運搬をする場合
- D 届出販売業者がその届け出た種類の放射性同位元素を運搬のために所持する場合

- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

問 23 事故届に関する次の文章の  ～  に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 32 条 許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から  を委託された者を含む。）は、その所持する放射性同位元素について  その他の事故が生じたときは、、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。」

<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>
1 保管	破損、汚染	10 日以内に
2 運搬	盗取、所在不明	遅滞なく
3 保管	盗取、所在不明	遅滞なく
4 運搬	盗取、所在不明	10 日以内に
5 運搬	破損、汚染	10 日以内に

問 24 危険時の措置における緊急作業に係る線量限度に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 内部被ばくによる預託実効線量について 150 ミリシーベルトである。
- B 実効線量について 100 ミリシーベルトである。
- C 眼の水晶体の等価線量について 500 ミリシーベルトである。
- D 皮膚の等価線量について 1 シーベルトである。

- 1 ACDのみ    2 ABのみ    3 ACのみ    4 BDのみ    5 BCDのみ

問 25 放射線取扱主任者の選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 1 個当たりの数量が 10 テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを研究目的で使用するため、第 2 種放射線取扱主任者免状を有している者を選任した。
- B 10 テラベクレルの密封されていない放射性同位元素のみを研究目的で使用するため、第 2 種放射線取扱主任者免状を有している者を選任した。
- C 密封されていない放射性同位元素のみを販売するため、第 2 種放射線取扱主任者免状を有している者を選任した。
- D 密封された放射性同位元素のみを賃貸するため、第 3 種放射線取扱主任者免状を有している者を選任した。

- 1 ABDのみ    2 ABのみ    3 ACのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

問 26 放射線取扱主任者の義務等に関する次の文章の  ～  に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 36 条 放射線取扱主任者は、 にその職務を遂行しなければならない。

- 2 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に  は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者の  ならない。」

	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>
1	确实	立ち入る者及び使用者等から運搬を委託された者	指示に従わなければ
2	誠実	立ち入る者	意見を尊重しなければ
3	正確	立ち入る放射線業務従事者	指示に従わなければ
4	确实	立ち入る者	意見を尊重しなければ
5	誠実	立ち入る者及び使用者等から運搬を委託された者	意見を尊重しなければ

問 27 定期講習に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、選任された後に定期講習を受けた放射線取扱主任者に対し、前回の定期講習を受けた日から3年以内に定期講習を受けさせなければならない。
  - B 表示付認証機器のみを業として販売する届出販売業者は、放射線取扱主任者に定期講習を受けさせることを要しない。
  - C 放射性同位元素のみを業として賃貸する届出賃貸業者は、定期講習を受けたことのない者を放射線取扱主任者に選任した場合は、選任した日から1年以内に定期講習を受けさせなければならない。
  - D 届出使用者は、選任された後に定期講習を受けた放射線取扱主任者に対し、前回の定期講習を受けた日から5年以内に定期講習を受けさせなければならない。
- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

問 28 1個当たりの数量が4テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを研究目的で使用している許可使用者において、放射線取扱主任者が海外出張をすることになった。当該放射線取扱主任者がその職務を行うことができないが、この間も放射性同位元素を継続して使用することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 出張の期間が10日であったので、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を放射線取扱主任者の代理者として選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
  - B 出張の期間が3日であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。
  - C 出張の期間が45日であったので、放射線取扱主任者免状を有していない医師を放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から10日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
  - D 出張の期間が45日であったので、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から10日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

問 29 報告の徴収に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、放射線業務従事者について放射性同位元素の使用における計画外の被ばくがあつて、当該被ばくに係る実効線量が5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を30日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- B 許可使用者（法第28条第7項の規定により許可使用者とみなされる者を除く。）は、毎年3月31日に所持している特定放射性同位元素について、特定放射性同位元素の所持に係る報告書により、同日の翌日から起算して6月以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- C 許可使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- D 許可使用者から運搬を委託された者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 1 ABDのみ    2 ABのみ    3 ACのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

問 30 実効線量限度に関する次の文章の  ～  に該当する数値について、放射線障害防止法  
 上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 5 条 規則第 1 条第 10 号に規定する放射線業務従事者の一定期間内における線量限度は、次  
 のとおりとする。

- (1) 平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき  ミリシーベルト
- (2) 4 月 1 日を始期とする 1 年間に  ミリシーベルト
- (3) 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書  
 面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前 2 号に規定するほか、4 月 1 日、  
 7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間に  ミリシーベルト
- (4) 妊娠中である女子については、第 1 号及び第 2 号に規定するほか、本人の申出等により許可届  
 出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、人体内部に摂取  
 した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることについて  ミリシーベルト」

	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>	<input type="text" value="C"/>	<input type="text" value="D"/>
1	250	50	5	2
2	250	100	10	2
3	100	20	10	1
4	50	10	5	2
5	100	50	5	1







